

地震・津波発生における児童に対する措置のお知らせ

- ①強いゆれまたは通学路等で災害が発生している。
- ②津波（大津波）警報が発令されている。
- ③避難指示・勧告が発令されている。
- ④その他、通学する上で危険な状況である。

1. 登校前に発生した場合

- ① 自宅待機または安全な場所等への避難
- ② 学校は、登校・休校について教育委員会と協議し、その後の処置を各家庭に連絡する。

2. 登下校中に発生した場合

- ① 児童は、直ちに最寄の高台・避難ビルなどの安全な場所へ避難する。
- ② 速やかに登下校中の児童の安全確認をする。
- ③ 学校にいる児童は、学校待機または安全な場所へ避難する。

3. 授業中に発生した場合

- ① 大きな揺れまたは長い揺れを感じたときは津波警報を待たずに、児童の安全を確保し、学校待機または安全な場所へ避難させる。
- ② 津波（大津波）警報が解除されるまでは下校させず学校で保護する。
- ③ 市防災本部・教育委員会と協議し、その後の処置を各家庭に連絡する。
- ④ 状況を見て保護者の引き取りまたは下校指導を行う。

4. その他

- ① 地域により状況が異なる場合もあり、適宜市防災本部・教育委員会と協議し、指示を受けて処置する。
- ② 東海地震発生に関する「警戒宣言」が発せられた場合も、上記の1～3に準ずるが、市災害対策本部・教育委員会の指示により適宜対処する。